

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 85 号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第1号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主，その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り，年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい，給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては，地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第13条の表第9条第1項各号列記以外の部分の項中「(法)の右に「第458条第2項,」を加える。

附則第2項中「附則第4項」を「附則第3項」に改め，「第17条の2第1項各号に掲げる金額」との右に「,「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とを加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。ただし，第13条の改正規定及び附則第2項の改正規定（「附則第4項」を「附則第3項」に改める部分に限る。）は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市国民健康保険規則の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)